

令和5年8月28日 開 会
令和5年8月28日 閉 会

佐賀県東部環境施設組合議会 定例会会議録

佐賀県東部環境施設組合議会

令和5年8月定例会会期日程

日次	月 日	摘 要
第1日	8月28日(月)	<p>開 会</p> <p>会期決定</p> <p>8月28日(1日間)</p> <p>会議録署名議員の指名</p> <p>経過報告</p> <p>提案理由の説明</p> <p>議案第7号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第8号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第9号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第10号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第11号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第12号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第13号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第14号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第15号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>議案第16号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>報告第1号〔報告〕</p> <p>発議第1号〔提案内容等説明、質疑、討論、採決〕</p> <p>閉 会</p>

8月定例会付議事件

1 管理者提出議案

[令和5年8月28日提出]

議案第7号	佐賀県市町総合事務組合格約の変更について	[可決]
議案第8号	佐賀県東部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例	[可決]
議案第9号	佐賀県東部環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例	[可決]
議案第10号	佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	[可決]
議案第11号	佐賀県東部環境施設組合職員の定年等に関する条例	[可決]
議案第12号	佐賀県東部環境施設組合現業員の給与の種類及び基準を定める条例	[可決]
議案第13号	佐賀県東部環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例	[可決]
議案第14号	佐賀県東部環境施設組合一般廃棄物処理施設設置及び手数料条例	[可決]
議案第15号	令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について	[認定]
議案第16号	令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)	[可決]
報告第1号	令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	[報告]

2 議員提出議案

[令和5年8月28日提出]

発議第1号	佐賀県東部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例	[可決]
-------	-----------------------------	------

令和5年8月28日

議場：鳥栖・三養基西部環境施設組合
溶融資源化センター2階研修室

1 出席議員氏名

議 長	松 隈 清 之		
森 山 林	久保山日出男	中 村 直 人	飛 松 妙 子
伊 藤 克 也	田 原 和 幸	原 口 ひ さ よ	中 野 均
馬 場 茂	吉 富 光 三 郎	大 川 隆 城	吉 富 隆
岡 広 明	平 野 達 矢	園 田 邦 広	

2 欠席議員氏名

なし

3 地方自治法第 121 条による説明員氏名

管 理 者	向 門 慶 人	副 管 理 者	内 川 修 治
副 管 理 者	伊 東 健 吾	副 管 理 者	岡 毅
事 務 局 長	藤 川 博 一	総 務 係 長	嘉 村 翼
総 務 係 主 任	大 隈 弘 貴	事 業 1 係 長	赤 司 隆 則
事 業 1 係 担 当 係 長	豊 増 秀 文	事 業 2 係 長	古 澤 貴 裕
事 業 2 係 担 当 係 長	大 坪 功 二		

4 議会事務局職員氏名

事 務 局 長	藤 川 博 一
総 務 係 長	嘉 村 翼
総 務 係 主 任	大 隈 弘 貴

5 議事日程

日程第 1	会期決定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	経過報告
日程第 4	提案理由の説明 議案第 7 号～議案第 16 号
日程第 5	議案第 7 号 佐賀県市町総合事務組合同規約の変更について (質疑、討論、採決)
日程第 6	議案第 8 号 佐賀県東部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例 の一部を改正する条例 (質疑、討論、採決)
日程第 7	議案第 9 号 佐賀県東部環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例 (質疑、討論、採決)
日程第 8	議案第 10 号 佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に 関する条例の一部を改正する条例 (質疑、討論、採決)
日程第 9	議案第 11 号 佐賀県東部環境施設組合職員の定年等に関する条例 (質疑、討論、採決)

- 日程第 10 議案第 12 号 佐賀県東部環境施設組合現業員の給与の種類及び基準を定める条例
(質疑、討論、採決)
- 日程第 11 議案第 13 号 佐賀県東部環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する
条例
(質疑、討論、採決)
- 日程第 12 議案第 14 号 佐賀県東部環境施設組合一般廃棄物処理施設設置及び手数料条例
(質疑、討論、採決)
- 日程第 13 議案第 15 号 令和 4 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について
(質疑、討論、採決)
- 日程第 14 議案第 16 号 令和 5 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算 (第 1 号)
(質疑、討論、採決)
- 日程第 15 報告第 1 号 令和 4 年度佐賀県東部環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書
の報告について
(報告)
- 追加日程第 1 発議第 1 号 佐賀県東部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例
(質疑、討論、採決)

開会

午後 2 時 3 0 分

開議

松隈清之議長

皆さんこんにちは。

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

なお、武廣勇平副管理者から欠席届が出ておりますのでご報告申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。



日程第1 会期決定

松隈清之議長

日程第1、会期決定の件を議題といたします。会期は本日1日間といたしたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。



日程第2 会議録署名議員の指名

松隈清之議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第94条の規定により、議長において飛松妙子議員、馬場茂議員を指名いたします。



日程第3 経過報告

松隈清之議長

日程第3、経過報告につきましては、お手元に印刷物を配付いたしておりますのでご了承の程よろしくお願いいたします。



日程第4 提案理由の説明

松隈清之議長

日程第4、提案理由の説明を求めます。

向門慶人管理者

議長。

松隈清之議長

向門管理者。

向門慶人管理者

はい。

皆さんこんにちは。

本日は、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、議員の皆様におかれましては、日頃から、本組合の運営につきまして、ご指導ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、一言私の方からご挨拶を申し上げさせていただきます。

さきの鳥栖市長選挙におきまして、鳥栖市長に就任し、佐賀県東部環境施設組合副管理者の皆様から、当組合の管理者として、互選いただきました向門でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

さて、皆様のご尽力によりまして、鳥栖市真木町に建設中の焼却施設につきましては、今年度中に完成し、令和6年度から正式稼働を予定しております。

また、リサイクル施設につきましては、令和6年度から令和10年度までの5年間は、現在の鳥栖・三養基西部環境施設組合のリサイクルプラザをお借りして、当組合で運営を始めることとなります。

これまでの地元地区住民の皆様、そしてまた、当組合議員の皆様、並びに関係者の皆様のご理解、ご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

今後の組合運営につきましても、引き続きご理解、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本日、提案いたしております議案は、お手元にお配りしております議案第7号から議案第16号までの10件と報告案件が1件でございます。

まず、議案第7号「佐賀県市町総合事務組合理約の変更について」は、佐賀県東部環境施設組合を、退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させるため、地方自治法の規定に基づき、同組合理約の変更について、組合議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第8号「佐賀県東部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」につきましては、「個人情報の保護に関する法律」の一部改正に伴い、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第9号から議案第14号までの条例案件につきましては、令和6年度から次期焼却施設及び現リサイクルプラザの運営を当組合で行うことに伴い、関係条例の制定や改正など、所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第15号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」でございます。

令和4年度の一般会計の決算につきましては、歳入総額48億8,200万47円、歳出総額48億4,187万2,088円、歳入歳出差引額4,012万7,959円となっており、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を添えて議会の認定に付するものでございます。

次に、議案第16号「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金や人事などに係る補正と地方債の変更でございます。

補正金額につきましては、歳入歳出それぞれに1,338万2千円を追加し、一般会計の総額を歳入歳出それぞれ110億9,576万2千円とするものでございます。

最後に、報告第1号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」は、さきの2月議会において、繰越明許費として議決をいただいた歳出予算について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により令和5年度に繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

どうぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〇〇

日程第5 議案第7号 佐賀県市町総合事務組合理約の変更について

松隈清之議長

日程第5、議案第7号「佐賀県市町総合事務組合理約の変更について」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

それでは議案書の1ページの方をよろしく願いいたします。

議案第7号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。

こちらにつきましては、令和6年度から我々佐賀県東部環境施設組合が、佐賀県市町総合事務組合の退職手当の支給に関する事務の共同処理に参加させていただくための規約の変更でございます。

この件につきましては、議会の議決をお願いしたいということでございます。

内容につきましては、次の2ページに書いております。

現在の佐賀県市町総合事務組合の規約でございますけれども、別表中の神埼市・吉野ヶ里町葬祭組合で終わっているところに、佐賀県東部環境施設組合を追加して改めるものでございます。

簡単でございますが、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第7号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号「佐賀県市町総合事務組合規約の変更について」は、原案のとおり可決しました。

〇〇〇

日程第6 議案第8号 佐賀県東部環境施設組合情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

松隈清之議長

日程第6、議案第8号「佐賀県東部環境施設組合情報公開個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

それでは、議案書の3ページをお願いいたします。

議案第8号「佐賀県東部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」で
ございます。

こちらにつきましては、2月定例会におきまして、この条例のご承認をいただいたところでござい
ます。

なお、内容につきましては、次の4ページの方をお願いいたします。

2月の定例会でご承認をいただいた後に、罰則規定につきまして、検察庁の方と協議を進めてきてお
りました。

今回、調整がまとまりましたので、改正するものでございます。

ここに書いておられますとおり、第14条を追加いたしまして、第3条第5項の規定に違反して秘密を
漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すると。

こういった内容で、追加して改正するものでございます。

簡単でございますが、ご説明でございます。

よろしくをお願いいたします。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第8号について原案どおり可決することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号「佐賀県東部環境施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決しました。



日程第 7 議案第 9 号 佐賀県東部環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例

松隈清之議長

日程第 7、議案第 9 号「佐賀県東部環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

それでは議案書の 5 ページでございます。

議案第 9 号「佐賀県東部環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例」でございます。

こちらにつきましては、令和 6 年度から新しい焼却施設、それと、現在の鳥栖・三養基西部環境施設組合のリサイクルプラザを佐賀県東部環境施設組合で運営することとなっております。

そのために改正するものでございます。

内容につきましては、第 2 条中 8 人となっておりますところ、22 人に改めるものでございます。

簡単でございますが、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第 9 号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第10号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号「佐賀県東部環境施設組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決しました。



日程第9 議案第11号 佐賀県東部環境施設組合職員の定年等に関する条例

松隈清之議長

日程第9、議案第11号「佐賀県東部環境施設組合職員の定年等に関する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

それでは、議案書7ページでございます。

議案第11号「佐賀県東部環境施設組合職員の定年等に関する条例」でございます。

こちらにつきましては、佐賀県東部環境施設組合で令和6年度から脊振共同塵芥処理組合の職員を直接雇用するものでございます。

これに関しまして、定年等に関する必要な事項を定めるために条例を制定いたします。

こちらにつきましても、「鳥栖市職員の定年等に関する条例」の規定を準用するというので、制定するものでございます。

簡単でございますけれども、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第11号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号「佐賀県東部環境施設組合職員の定年等に関する条例」は、原案のとおり可決しました。

〆〆〆

日程第10 議案第12号 佐賀県東部環境施設組合現業員の給与の種類及び基準を定める条例

松隈清之議長

日程第10、議案第12号「佐賀県東部環境施設組合現業員の給与の種類及び基準を定める条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

議案書8ページでございます。

議案第12号「佐賀県東部環境施設組合現業員の給与の種類及び基準を定める条例」でございます。令和6年度から脊振共同塵芥処理組合より異動してこられる方の中に技能労務系の職員がいらっしゃいます。

現在、このような条例がございませんので、「鳥栖市現業員の給与の種類及び基準を定める条例」の規定を準用するということで、新たに制定する条例でございます。

簡単でございますが、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。
これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。
本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第 1 2 号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第 1 2 号「佐賀県東部環境施設組合現業員の給与の種類及び基準を定める条例」は、原案のとおり可決しました。



日程第 1 1 議案第 1 3 号 佐賀県東部環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

松隈清之議長

日程第 1 1、議案第 1 3 号「佐賀県東部環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。
議案書の 9 ページになります。
議案第 1 3 号「佐賀県東部環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」でございます。
こちらにつきましては、令和 6 年度から我々佐賀県東部環境施設組合でも、財産を所有することになるため、新たに条例を定めるものでございます。
この条例につきましても、「鳥栖市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」の規定を準用すると

ということで新たに条例を制定するものでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

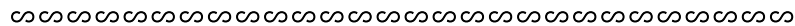
本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第13号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号「佐賀県東部環境施設組合財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」は、原案のとおり可決しました。



日程第12 議案第14号 佐賀県東部環境施設組合一般廃棄物処理施設設置及び手数料条例

松隈清之議長

日程第12、議案第14号「佐賀県東部環境施設組合一般廃棄物処理施設設置及び手数料条例」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

議案書10ページになります。

議案第14号「佐賀県東部環境施設組合一般廃棄物処理施設設置及び手数料条例」でございます。

こちらにつきましては、令和6年度から我々の施設が稼働いたします。

そうしたところの手数料、それと一番大事なのが、議案書の13ページになりますけれども、搬入された一般廃棄物の処理手数料でございます。

こちらにつきましては、令和6年度からも、粗大ごみ等につきまして、同じ鳥栖・三養基西部環境施設組合のリサイクルプラザで処理を行うということを鑑み、現在の鳥栖・三養基西部環境施設組合の一般廃棄物の処理手数料を採用するというので、この別表で定めたところでございます。

以上、簡単でございますが、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第14号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号「佐賀県東部環境施設組合一般廃棄物処理施設設置及び手数料条例」は、原案のとおり可決しました。

〇〇〇

日程第13 議案第15号 令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について

松隈清之議長

日程第13、議案第15号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」を議題といたします。議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

それでは、令和4年度佐賀県東部環境施設組合歳入歳出決算のご説明をいたします。

決算書の2ページ、3ページの方をよろしくお願ひいたします。

まずは、歳入でございます。歳入につきましては、予算現額48億8,198万5千円でございます。調定額につきましては、48億8,200万47円。収入済額につきましても、同じく48億8,200万47円であり、歳入の不納欠損等はございませんでした。

続きまして、4ページ、5ページでございます。こちらは、歳出の全体像でございます。予算現額につきましては、総額48億8,198万5千円でございます。支出済額につきましては、48億4,187万2,088円。翌年度繰越額が2,200万円でございます。不用額につきましては、1,811万2,912円となっております。

事項別につきましては、明細書の方でご説明したいと思います。

6ページの方をお願ひいたします。先般6月28日に、監査委員の方々の監査を受けたところでございます。意見書を添えて、これをご報告するところでございます。

歳入総額につきましては、48億8,200万47円。歳出の総額、48億4,187万2,088円。歳入歳出差引額につきましては、4,012万7,959円となっております。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が2,200万円ということになっております。

続きまして、明細の方で詳しいご説明をいたしたいと思います。

8ページ9ページの方をお願ひいたします。

まず、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金でございます。収入済額、3億9,686万7千円でございます。

構成市町からいただいた負担金でございますが、各市町の負担金額につきましては、備考欄の方に記載しております。

続きまして、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金でございます。こちらは、収入済額17億1,999万9千円でございます。こちらにつきましては、備考欄に書いておりますとおり、循環型社会形成推進交付金でございます。焼却施設分が17億83万3千円でございます。リサイクル施設の整備に係る交付金が1,916万6千円となっております。

続きまして、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。こちらの収入済額につきましては、921万6,606円となっております。こちらにつきましては、令和3年度決算での剰余金でございます。

続きまして、款4諸収入、項1組合預金利子、目1組合預金利子でございます。

こちらにつきましては、3,753円の収入となっております。

こちらは、昨年度10月14日から2月28日までの137日間、元金1億円をJAの方に預金した利子でございます。利率につきましては、0.01%でございました。

続きまして10ページ、11ページになります。

項2雑入、目1雑入でございます。こちらにつきましては、1万3,688円でございます。こちら

の主なものは、会計年度任用職員の雇用保険料の個人負担分となっております。

続きまして、款5組合債、項1組合債、目1衛生債でございます。こちらの収入済額につきましては、27億5,590万円でございます。

内訳につきましては、備考欄に書いておりますとおり、一般廃棄物処理事業債が3億8,600万円、それと、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債が23億6,990万円となっております。

歳入の合計につきましては、当初予算額、補正予算合わせまして、48億8,198万5千円に対しまして、調定額、収入済額ともに、48億8,200万47円となっているところでございます。

続きまして、歳出の説明に移ります。

12ページ、13ページのをお願いいたします。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。

節1報酬につきましては、29万2,333円の支出済額となっております。こちらは、議員報酬でございます。定数は、16名でございますが、改選等ございまして、延べ22名にお支払いをしております。

続きまして、節の8旅費でございます。こちらにつきましては、8万600円の支出済額となっております。こちらは、議員の費用弁償でございます。

続きまして、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

節1報酬でございます。こちらの支出は、194万1,748円となっております。内訳につきましては、情報公開・個人情報保護審査会委員の報酬が2万8,500円。こちら、5名分でございます。あとは、会計年度任用職員の報酬でございます。

続きまして、節2給料でございます。支出済額が15万5,998円となっております。こちら、正副管理者5名の給料でございます。

続きまして、節3職員手当等でございます。346万9,343円の支出となっております。こちらは、我々職員の手当等、あと、会計年度任用職員の期末手当等でございます。

続きまして、節4共済費でございます。支出済額38万823円でございます。こちらは、会計年度任用職員の社会保険料及び雇用保険料の事業主負担分となっております。

続きまして、節7報償費でございます。支出済額は5,500円でございます。こちらは、弁護士の相談料の謝金として支出したものでございます。

続きまして、節8旅費でございます。支出済額につきましては、141万6,500円でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員の通勤手当と職員の普通旅費を支出しております。

続きまして、節9交際費につきましては、支出はございませんでした。

続きまして、節10需用費でございます。支出済額は、69万4,289円でございます。こちらは、事務用品等の消耗品、公用車のガソリン、それと、印刷製本費やコピー代等の支出となっております。

続きまして、節11役務費でございます。こちらの支出は、47万2,314円となっております。

こちら、通信運搬費として電話代と切手代でございます。

保険料につきましては、公用車の保険料、ファームバンキングの手数料、起債をする際に財務省から指示されております起債借入手続時法人認証のための手数料、それと、昨年11月からファームバンキ

ングからインターネットバンキングに切替えておりますので、その手数料を支出しておるところでございます。

続きまして、14ページ、15ページの方をお願いいたします。

節12委託料でございます。304万2,722円の支出となっております。こちらにつきまして、主なものを申し上げますと、下から3番目の組合例規整備支援業務委託料154万円でございます。こちら、今回ご提案した条例多数ございまして、株式会社ぎょうせいに業務支援をいただいて整備をまいりました。

あとは、会計年度任用職員の生活習慣病予防健診委託料のほか、パソコンでありますとか、ホームページの保守点検委託料、財務会計システム保守委託料等を支出したところでございます。

続きまして、節13でございます。使用料及び賃借料、支出済額は218万9,918円でございます。こちらにつきましては、公用車のリース料でございますとか、サーバー等の事務機器のリース料等でございます。その他、財務会計システム使用料等が、主な支出となっておりますところでございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金でございます。こちらの支出済額は、1億1,953万5,864円となっております。この主なものにつきましては、鳥栖市にお支払いしております建設協力金が6,500万円。それと、各市町から派遣されている職員の負担金としてお支払いする分が主なものとなっております。

続きまして、節22償還金、利子及び割引料でございます。支出済額は、921万6,606円でございます。こちらは、組合負担金の精算金でございます。

鳥栖市につきましては、406万7,786円、神崎市につきましては、188万547円、吉野ヶ里町につきましては、105万8,546円、上峰町につきましては、67万8,840円、みやき町につきましては、153万887円の精算をしたところでございます。

続きまして、項2監査委員費、目1監査委員費でございます。

節1報酬の支出済額は、1万7,490円でございます。こちらは、監査委員の報酬でございます。

節8旅費の支出済額は、2万800円でございます。こちら、監査委員の費用弁償として支出したものでございます。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費でございます。

ページがまたがって申し訳ございませんが、節12委託料でございます。支出済額は、5,521万4,700円となっております。こちらにつきましては、主要な施策の成果に関する説明書の4ページでご説明させていただきます。主な業務の概要というところの表でご説明をいたします。

まず一つ目でございます。次期ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価事後調査業務でございます。600万円となっております。こちらは建設に入る前に、環境アセスメントを行っております。施設の稼働後のモニタリングも当然でございますけれども、工事中にも重機の排気ガスでありますとか、粉じん等の被害が出るおそれがあるということで、モニタリング調査をしているところでございます。令和2年度から続けて行っておりまして、令和4年度分として600万円支出したところでございます。

下の段でございます。環境影響評価事後調査に関する技術支援業務ということで、90万9,700円。こちらは、先ほどご説明したモニタリング調査の適切な実施方法を、技術的に専門的な立場から支

援を受けて、業務を遂行したものでございます。

続きまして、3段目でございます。次期ごみ処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務でございます。3,450万円でございます。こちらは、令和2年度から令和5年度までの事業となっております。今回、令和4年度分の支出でございますけれども、真木町の処理施設の建設工事がきちんと設計書どおりに行われているか等を常駐して、確認してもらっているところでございます。また、材料となる資材が搬入された際にも、適切な資材であるのかどうかということも、全て確認をさせていただいている業務でございます。

続きまして、4段目になります。次期ごみ処理施設整備・運営事業に係る技術支援業務（土木・建築）となっております。609万4千円でございます。

こちらは、ごみ処理施設の整備に関しまして、土木、建築的な技術的に専門的な助言および支援を受けてやっておるものでございます。

続きまして、その下の段でございます。同じ支援業務でございますが、こちらは、プラント部門となっております。771万1千円。こちらは、ごみ処理施設内のボイラーでありますとか、電気、機械設備等のプラント関係の技術支援を受けながら、業務を遂行したものでございます。

続きまして、次期ごみ処理施設整備・運営事業建設工事、45億5,750万円でございます。こちらは、現在、真木町の施設を日立造船株式会社に建ててもらっておりますが、そちらの令和4年度分の工事費の支払額でございます。

この欄、款3では最後になりますが、次期ごみ処理施設建設地雨水排水管整備工事、2,764万1,900円でございます。こちらは、真木町のごみ処理施設建設敷地内から雨水を轟木川に排水するための排水管の布設工事を行ったものでございます。

議案書の方にお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金。こちら、2,200万円繰越明許のご報告をしているところでございます。

こちら、真木町の次期焼却施設建設地前面の県道中原鳥栖線の改良工事として、次期焼却施設のために右折レーンを布設するものでございますが、原因者負担として、2,200万円の負担金を県に支払うこととしており、工事完了後に速やかにお支払いするものでございます。

続きまして、目2リサイクル施設建設費に移ります。

節12委託料でございます。支出済額は、5,567万2,100円でございます。こちらにつきましても、主要な施策の成果に関する説明書の4ページでご説明いたします。

款3項1目2リサイクル施設建設費の欄でございます。

1番目でございますが、次期リサイクル施設整備基本計画策定等業務でございます。4,326万3千円の支出でございます。こちらは、リサイクル施設を建設するための基本計画の策定、現地の測量調査業務、また、地質の調査等でございます。また、敷地造成の基本設計の業務につきましても、引き続き今年度も行っているところでございます。

2段目でございますけれども、次期リサイクル施設整備基本計画策定等業務委託に係る技術支援業務（プラント）でございます。161万7千円の支出でございます。リサイクル施設につきましても、焼

却施設と同様、プラント関係機械類に関する技術支援業務を受けておるところでございます。

続きまして、3段目でございます。同じ技術支援業務でございますが、測量調査・地質調査の部門でございます。こちら、200万2千円でございます。今度、造成工事が発生することから、土木業務に関しまして、測量調査や地質調査等で、こういったところで実施した方が効果的かということにつきまして、技術支援を受けたところでございます。

続きまして、次期リサイクル施設整備に係る井戸水水質分析業務でございます。こちら、485万2,100円の支出をしております。こちらは、建設予定地周辺の井戸水の水質分析を行ったところでございます。

最後になりますが、次期リサイクル施設整備に係る生活環境影響調査業務（冬季調査分）ということで、393万8千円でございます。リサイクル施設に関しましては、冬季と夏季を環境アセスメントする必要がございます。冬季分の方を、去る2月に行ったものでございます。

議案書の方にお戻りください。

続きまして、款4公債費でございます。

項1公債費、目2利子、節22償還金、利子及び割引料でございます。こちらの支出済額につきましては、291万540円となっております。こちらは、備考欄に書いておりますとおり、建設事業債利子償還金が163万9,050円でございます。元金3億5,770万円の年率0.5%の334.5日分でございます。

続きまして、下の段、一時借入金利子償還金でございますが、127万1,490円でございます。こちら、次期ごみ処理施設整備・運営事業建設工事の前払金として日立造船株式会社に支払う際に、市中銀行から一時的に借りた分の利子でございます。元金19億円の年率0.069%の354日分となっております。

最後になりますが、款5予備費、項1予備費、目1予備費についての支出はございませんでした。

歳出につきましては、当初予算額が48億7,276万9千円、補正予算額を合わせまして、48億8,198万5千円でございます。支出済額につきましては、48億4,187万2,088円、繰越明許費が2,200万円、不用額が1,811万2,912円となっております。

次に、18ページの方をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額が、48億8,200万47円、支出の総額が、48億4,187万2,088円、歳入歳出差引額が、4,012万7,959円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、2,200万円の繰越明許費繰越額がございます。5番目に書いておりますとおり、実質収支額は、1,812万7,959円となります。

続きまして、20ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。

令和4年度時点で、佐賀県東部環境施設組合で保有している財産はございませんので、全てなしということで報告いたしております。

以上が、令和4年度佐賀県東部環境施設組合歳入歳出決算書のご説明でございます。

松隈清之議長

引き続き、監査委員の決算審査の結果について報告を求めます。

岡広明監査委員

はい。

松隈清之議長

岡監査委員。

岡広明監査委員

はい。

監査委員の岡でございます。

監査報告をさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和5年6月28日に令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計歳入歳出決算審査を行いました。

決算審査にあたっては、提出された歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、並びに証票類その他の関係諸帳簿により、慎重に審査しましたのでその結果をご報告いたします。

審査に付された歳入歳出決算書の調書は、地方自治法等関係法令に準拠して作成されており、決算の計数については、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類と照らし合わせた結果、適正に処理されているものと認めます。

以上、決算審査の報告といたします。

松隈清之議長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑を行います。

平野達矢議員

はい。

松隈清之議長

平野議員。

平野達矢議員

はい。

決算書の作り方について、ちょっと質問いたします。

13ページ、一般管理費の報酬で、いわゆる会計年度任用職員報酬ですね。

例規集では、佐賀県東部環境施設組合会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則というものがありますよね。

要は、給与の決定ということになってくると、決算書での節の取扱いですね。

ここでは、節1の報酬で出てるわけですね。本来、節2の給料、まさに職員手当等がありますので、この会計年度任用職員の給与の決定という、この表題が当てはまるのかどうか。本来は、非常勤職員等の条例においては、報酬の決定というような形に、どこの市町村もなってると思うわけですよ。

ここにおいては給与の決定ということになると、節2の給料で出すのが、本当じゃないかなと考えるわけですね。

報酬ということであれば、あくまで報酬の決定ということで、節1の報酬で出すべきではなかろうかなと考えるんですね。

このあたりが、例規集と決算書のこの部分というのが合致をしてないと思うわけですよ。これでいいのかなと思うわけですよ。

この例規集の給与の部分については、2900 1/1を見てみますと、佐賀県東部環境施設組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例となってるわけですよ。

あくまで、ここは、非常勤特別職の職員は、報酬で出して、費用弁償は、旅費で出すというような形になってると思うんですけど、いわゆる節の取扱い、例規集の表題が、給与となっているならば、給与で出すべきではなかろうかなと考えますけれども、その辺りは、どういうふうに認識したらいいのかですね。

ちょっと今、難しいと思う。管理者の皆さんが、各市町での条例の中で、どのような取扱いを会計年度任用職員については、給与の決定については、報酬の決定となっているのか、給与の決定となっているのか、私も、今日この例規集を見て思ったんで。

今日分からなければ、後日で結構ですので。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

ご指摘ありがとうございます。

一応この予算の上げ方等につきましては、鳥栖市に準拠してやっておりますので、鳥栖市の方と、相談して、また、私たちも勉強して、また、ご報告を差し上げたいと思います。

よろしく願いいたします。

松隈清之議長

他にございますか。

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して、直ちに採決を行います。議案第15号について原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計決算認定について」は原案どおり認定することに決しました。



日程第14 議案第16号 令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）

松隈清之議長

日程第14、議案第16号「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

それでは、「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計予算補正予算（第1号）」のご説明をいたします。

めくっていただきまして、1ページの方をお願いいたします。

今回、歳入、歳出それぞれ、1,338万2千円を追加いたしまして、歳入、歳出予算額の総額を、それぞれ110億9,576万2千円といたします。

続きまして、4ページの方をお願いいたします。

地方債の補正でございます。補正前の限度額につきましては、66億7,390万円ということで2月の定例会で予算をご承認いただいたところでございます。補正後で、71億70万円となっております。今年も、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、こちらが充当率100%の地方債でございます。今年も、この枠があるということで、佐賀県の方から通知をいただきましたので、こちらの方に起債メニューの変更をするものでございます。そのための限度額の補正でございます。

続きまして、事項別のご説明に移らせていただきます。

7ページの方をお願いいたします。

歳入のご説明でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金でございます。こちらは、4億2,680万円の減額でございます。各市町の減額の金額は、説明欄に書いておりでございます。先ほどご説明いたしました、起債が、充当率100%になるということで、本年度の一般財源が不要になるものでございます。

続きまして、款2国庫支出金、項1国庫補助金、目1衛生費国庫補助金でございます。こちらは、4

74万5千円の減額となります。これにつきましては、令和4年度に、リサイクル施設の計画策定業務等の落札残等により、事業費が見込みより減っております。

令和4年度分の交付金につきましては、入札残等が出る前の金額で、ご承認をいただいております。結果的に、交付金が余ったような形でございますが、この余った交付金につきましては、国の方から、年度間調整ということで、翌年度の予算に充当していいと回答がなされております。そのため、本年度予定しておりました国庫補助金の額から、昨年度の余剰分を減額するものでございます。

続きまして、款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございます。こちらにつきましては、1,812万7千円でございますが、令和4年度の決算でご報告した剰余金の額でございます。

続きまして、款5組合債、項1組合債、目1衛生債でございます。

こちらにつきましては、地方債の補正でご説明したとおり、4億2,680万円の増額をお願いいたしまして、71億70万円となるものでございます。

以上が、歳入のご説明でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

節10需用費でございます。114万4千円の印刷製本費をお願いしておりますが、これは、令和6年度からのリサイクル施設の使い方であるとか、新しいごみ処理施設に関する住民様方への周知を行うための印刷製本費をお願いしております。

続きまして、節13使用料及び賃借料でございます。5万5千円でございますが、こちらは、11月から佐賀県東部環境施設組合の準備のために、現在の鳥栖・三養基西部環境施設組合リサイクルプラザの方に、引っ越すこととしております。そのため、そちらの方の部屋をお借りしますので、その使用料といたしまして、5万5千円の計上をお願いしております。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金でございます。こちらは、派遣職員の負担金として、不足分の680万円をお願いしているものでございます。

続きまして、節22償還金、利子及び割引料でございます。こちら、538万3千円ということで、組合負担金の精算金でございます。

議案概要の15ページの方をお願いいたします。この精算金につきましては、焼却施設分とリサイクル施設分に分けております。

まず、焼却施設分につきましては、(1)焼却施設分で緑色に塗っている欄でございますけれども、鳥栖市208万3,643円、神崎市92万5,423円、吉野ヶ里町53万1,093円、上峰町34万2,318円、みやき町77万7,582円となっております。

下の(2)でリサイクル施設分としております。リサイクルの施設分につきましては、現時点ではまだ鳥栖市のみでございますので、鳥栖市に返還すべき額が72万3,900円でございます。これを全て合計いたしますと、精算金の538万3千円ということになります。

以上が、「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算(第1号)」のご説明でございます。よろしくをお願いいたします。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

本案は討論を省略して直ちに採決を行います。議案第16号について原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号「令和5年度佐賀県東部環境施設組合一般会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決しました。

〇〇

日程第15 報告第1号 令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

松隈清之議長

日程第15、報告第1号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤川博一事務局長

議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

議案書の方をお願いいたします。

議案書の14ページでございます。報告第1号「令和4年度佐賀県東部環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」でございます。

次の15ページの方をお願いいたします。先ほど、決算の折にも触れておりましたが、款3衛生費、項1清掃費でございます。事業名は、県道附加車線整備工事費負担金でございます。

繰り返しになりますけれども、真木町の次期焼却施設の前面道路である県道中原鳥栖線の右折レーンの原因者負担分でございます。2, 200万円。県の工事が完了次第、すぐにお支払いすることといたしております。

簡単でございますが、以上が、ご説明でございます。

松隈清之議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ないようでございますので、これにて質疑を終わります。

報告案件については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告すべき義務を管理者に負わせたものであり、承認案件ではございません。

よって、報告第1号については、これをもって終結いたします。



松隈清之議長

会議の途中であります。暫時休憩いたします。

資料を配付いたしますので、しばらくそのままお待ちください。

～～～休憩（午後3時35分から午後3時36分まで）～～～

松隈清之議長

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。



追加日程第1 発議第1号 佐賀県東部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例

松隈清之議長

お諮りいたします。本日、組合議員全員から、お手元のとおり、発議第1号「佐賀県東部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」が提出されましたので、日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

田原和幸副議長

議長。

松隈清之議長

田原副議長。

田原和幸副議長

はい。

それでは、ただいま提案いたしました、「佐賀県東部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」について、提案理由の説明を行います。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、佐賀県東部環境施設組合議会における個人情報の適正な取扱いに関して、必要な事項を定めるために、新たに条例を制定するものでございます。

提案理由の説明を終わります。

松隈清之議長

ありがとうございます。

お諮りいたします。

発議第1号につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

発議第1号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松隈清之議長

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号「佐賀県東部環境施設組合議会の個人情報の保護に関する条例」は、原案のとおり可決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

中野均議員

議長。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

今、リサイクル施設の建設工事は鳥栖市さんでもらっていますが、順調にいったるかどうか。

期日までに、きちっと間に合うかどうか。

松隈清之議長

進捗状況ですか。

中野均議員

はい。

報告をしていただきたい。

藤川博一事務局長

はい、議長。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

これまで、先日の勉強会等でもスケジュールをお示ししておりましたけれども、当初予定しておりました期間では、資材の調達等に思った以上に時間が掛かるというような業者の回答もございました。

こうしたことで、建設期間を長く設けるということで、その前の、準備期間を凝縮して行っているところでございます。

現時点では、前倒しで詰めてきたスケジュールも、滞りなく進んでいるという状況でございます。まだ、本格的な設計等に入っておりませんので、問題はこれからだと思います。

今後も、議会の方には、適宜適切にご報告をしながら、この事業を、何としても期間内に終わらせるということで進めていきたいと考えております。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

建屋については、組合の方でやりますので、それは確認できるわけですよ。

鳥栖市さんが、用地について規定どおり渡してもらおうかどうか。そこを確認したい。

松隈清之議長

用地の取得ということですか。

中野均議員

造成してから、組合の方に渡してもらわねえわけですよ。

だから、それが順調に行っているのかどうか。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

用地取得は、鳥栖市の方で、もう既に終わっております。

現在、リサイクル施設に関する負担の問題でございますけれども、工事に入る前までの設計でございますとか、今行っている事業については、鳥栖市の負担で行うと。

そして、造成から以降、工事に入った時点から、組合での負担ということで、令和3年度に合意をされているところでございます。

中野均議員

はい。

松隈清之議長

中野議員。

中野均議員

はい。

確認してるのは、順調に行ってるかどうかっていうのを確認しているわけですよ。

遅れが出ないかどうかですよ。

だから、それを確認していただきたい。

藤川博一事務局長

はい。

松隈清之議長

藤川事務局長。

藤川博一事務局長

はい。

順調に進めております。

松隈清之議長

よろしいですか。

中野均議員

はい。



松隈清之議長

では、これにて、令和5年8月佐賀県東部環境施設組合議会定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

午後3時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長 松隈清之

議員 穂松妙子

議員 馬場 茂